

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、株主・顧客・取引先等をはじめとするステークホルダーのご要望・ご期待に応えるべく、企業価値の増大を経営の基本方針としております。その為、コンプライアンス(法令遵守)のもと、リスク管理・内部統制に注力しつつ経営の効率化・透明化を図り、コーポレートガバナンスを強化してまいります。

コンプライアンスにつきましては、役員及び従業員がとるべき行動基準を決めた「日本製罐企業行動基準」に従い、法令や社内ルールの順守はもとより、社会倫理・道徳を尊び、社会の一員としての自覚を持ち、企業行動をとってまいります。

リスク管理・内部統制につきましては、有効な内部管理体制を随時整備・構築し、運用してまいります。

併せて、適時・的確な情報開示を行い、地道なIR活動を続けることにより、ステークホルダーへの説明責任を果たし、コーポレートガバナンスの強化を図って参ります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則 1-2-4】

議決権の電子発行は現在していませんが、今後の検討課題といたします。

また、招集通知の英訳については、株主のうち海外投資家の比率が極めて低いことから、その必要性は少ないと判断しております。

【補充原則 3-1-2】

英語での情報開示・提供については、株主のうち海外投資家の比率が極めて低いことから、その必要性は少ないと判断しております。

【補充原則 4-10-1】

当社は監査役会設置会社です。

取締役が10名(常勤取締役6名、非常勤取締役4名、うち社外取締役3名、うち独立社外取締役2名)、

監査役が4名(常勤監査役1名、非常勤監査役3名、社外監査役3名、うち独立社外監査役1名)です。

少数で統治機能を果たしており、現状の機関設定が適切であると判断しておりますが、今後も時宜に合った対応を検討して参ります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則 1-4 いわゆる政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

事業の持続的発展のためには、様々な企業との協力関係が不可欠です。

企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、当社は、政策保有株式に対する資本コスト並びにリターン(配当、取引における利益等)を元に、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、政策的に必要とする株式については、保有していく方針です。

また、2018年5月25日の取締役会にて、今後の保有の方向性等の具体的な説明を行いました。

2. 政策保有株式に係る議決権行使について

投資先の経営方針を尊重したうえで、原則として賛成の議決権を行使しますが、上記の政策保有株式に関する方針に反すると思われる提案については、適切に評価、判断していきます。

【原則 1-7 関連当事者間の取引】

当社が、関連当事者取引を行う場合には、当社取締役会にてその内容及び性質に応じた適切な手続を実施し、その取引内容を有価証券報告書に開示しております。

加えて、当社役員に関しては、1年に1回、関連当事者取引に関する調査を実施し、監視を行っております。

【原則 3-1 情報開示の充実】

( )会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社はスチール缶専業メーカーとして、「顧客のニーズに機敏に即応しその満足度を最大限頂きつつ、顧客とともに発展すること、その結果として株主各位、仕入取引先、従業員にとって魅力のある企業となること」を、経営の基本方針としております。

( )コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1.基本的な考え方」に記載のとおりです。

( )経営陣幹部・取締役の報酬決定に当たっての方針と手続

取締役の報酬は役員規程により報酬と賞与とで構成されておりますが、現在賞与は支給されておられません。

報酬については、取締役会にて決定いたします。

取締役会がその取扱いを社長に一任した場合は、社長が会社の業績、職責と成果を勘案してその内容を検討し、決定しております。

経営陣幹部の給与及び賞与は、取締役会で定めた体系に基づき、業績・能力の評価を反映して支給しております。

( )経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続  
当社の取締役・監査役については、各役職に求められる役割を適切に遂行することが可能な知識・経験及び能力、並びに会社や個人の業績等を踏まえた総合的な評価により取締役会にて決定しております。

( )個々の選任・指名についての説明  
取締役・監査役の各候補者及び経歴等について、株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則 4-1-1】  
当社は、「取締役会規程」を定め、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めています。  
また、それに基づき「職務権限・責任規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしています。

【原則 4-8 独立社外取締役の有効な活用】  
当社は、取締役10名のうち3名の社外取締役を選任し、加えて社外監査役を3名選任することにより、取締役会で社外取締役及び社外監査役の知見を得ながら実効性のある審議を行っております。また、各部門を管掌する取締役が出席することでより深みのある審議を可能としております。

【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】  
独立社外取締役の選任にあたっては、会社法上の要件に加え、会社経営等における豊富な経験や高い見識を重視しています。  
上場証券取引所の定める独立役員資格を充たし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者2名を独立社外取締役に選任しております。

【補充原則 4-11-1】  
取締役候補者指名に関しては、取締役会による的確かつ迅速な意思決定、適切なりスク管理、業務執行の監視のため、適材適所の観点より、総合的に検討を実施しています。

【補充原則 4-11-2】  
取締役及び監査役(候補者を含む)の重要な兼職の状況については、「株主総会招集ご通知」や事業報告書等の開示書類に記載しております。

【補充原則 4-11-3】  
取締役会において、各取締役は「リスク管理フォロー表」に基づき定期的な報告を行っており、取締役相互による適切なりスク管理及び業務執行の監視を実施しています。  
取締役会の実効性に関する分析・評価については、取締役に對し、取締役会の構成・運営体制・議題・意思決定・実効性・社外役員に対する情報提供、等大項目に對し、アンケート方式により取締役会の実効性に関する分析・評価を実施、取締役自らが分析・評価を行い、取締役会に提出される資料の事前検討時間の確保等で、課題を認識しております。

【補充原則 4-14-2】  
新任監査役及び新任取締役が、外部機関による講習に参加致しました。

取締役に對しては、より高いリーダーシップ力と経営戦略を培う能力を開発するため、また監査役に對しても、業務及び会計に関する監査スキルを習得するため、外部機関による研修や各種セミナーへの参加を積極的に進めております。

【原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針】  
当社は、株主との対話を重視する観点から、株主総会終了後その場において株主との懇談会を開催することを取締役会で決議し、平成27年6月の定時株主総会実施時より開催しております。今後とも、株主とのより積極的な対話を心掛けてまいります。

【原則 5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】  
当社は昨年、平成31年度迄の3年間を実行期間とする中期経営計画を策定いたしました。  
中期経営計画では、経営環境の変化を的確に捉え、目標の達成に向けた経営方針を実践して参ります。  
具体的な経営方針の内容につきましては、当社第113期有価証券報告書に記載しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	156,050	11.50
新日鐵住金株式会社	105,000	7.70
村山 信也	60,100	4.40
株式会社みずほ銀行	56,650	4.10
大宮中央ビル商店街協同組合	46,200	3.40
日罐取引先持株会	40,200	2.90
株式会社コンセプト	37,000	2.70
川田 良紀	34,300	2.50
伊藤 正美	29,309	2.10
前田 慶和	28,100	2.00

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
御園 慎一郎	他の会社の出身者													
高橋 俊彦	他の会社の出身者													
井上 美昭	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
御園 慎一郎		大阪大学招聘教授	総務省での豊富な経験や幅広い見識を活かし、その職務を適切に遂行していただけるものとして選任しております。当社との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利害関係が生じる恐れがないと判断されるため、独立役員として選任しております。
高橋 俊彦		伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 執行役員鋼材第二本部長	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、また当社から独立した立場にあり、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るために社外取締役として選任しています。

井上 美昭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金保険機構理事</li> <li>・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常勤顧問</li> </ul>	<p>預金保険機構での豊富な経験や幅広い見識を活かし、その職務を適切に遂行いただけるものとして選任しております。</p> <p>当社との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利害関係が生じる恐れがないと判断されるため、独立役員として選任しております。</p>
-------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

#### 監査役と会計監査人の連携状況

会計監査人は定期的に会計監査を行っておりますが、その都度必要に応じて監査情報について監査役と会計監査人の意見交換が行われております。

#### 監査役と内部監査部門との連携

内部監査室に所属する内部監査員が、各々他の組織の業務に関し定例的にモニタリングを行っております。監査役は、上記のモニタリングの結果について都度報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
加松 哲夫	他の会社の出身者													
関根 英俊	税理士													
川俣 絵理	その他													

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加松 哲夫			金融業での長年にわたる豊富な経験と幅広い知識を有しており、経営に関しても適切な監視や助言をいただけるものと判断されるため、社外監査役として選任しております。
関根 英俊		関根英俊税理士事務所 所長	税理士であり財務及び会計に関する専門的見地を有し、経営に関しても高い見識を有しており、客観的な立場からの監査ができることから選任しております。 当社との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利害関係が生じる恐れがないと判断されるため、独立役員として選任しております。
川俣 絵理		ケイ・アイプランニング株式会社 代表取締役	ケイ・アイプランニング株式会社代表取締役としての豊富な経験や幅広い見識を監査に活かしていただけるものと判断し、社外監査役として選任しています。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

### その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

### 該当項目に関する補足説明 更新

2013年6月27日開催の第108期定時株主総会において、取締役の報酬等の額の範囲内(年額90百万円以内)で、年116個を上限として、いわゆる株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を取締役(社外取締役を除く)に付与することが承認されました。  
2013年に取締役2名に対して48個付与(現在20個)、2014年に取締役2名に対し35個付与(現在15個)、2015年に取締役3名に対し48個(現在34個)、2016年に取締役4名・監査役1名に対し82個(現在82個)を付与、2017年に取締役4名・監査役1名に対し77個(現在77個)を付与しております。また、2018年6月28日開催の第113期定時株主総会において、取締役の報酬額について年額150百万円以内に改めるとともに、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権は、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する上限数を116個と承認頂いておりますが、取締役の報酬額の改定に伴い、その上限数を200個に改めさせていただくことが、可決承認されました。

尚、2016年3月25日の取締役会において募集新株予約権(有償ストックオプション)を当社の取締役及び従業員に付与することが承認され、取締役2名に対して33個、従業員14名に対して50個付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外監査役、従業員
-----------------	-----------------

### 該当項目に関する補足説明

社内取締役に株主報酬型ストックオプションを付与することにより、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を一層強め、取締役が株価上昇による経済的利益のみならず株価下落による損失までも株主と共有することで、当社の中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とします。  
また、2016年に行った有償ストックオプションには、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件として設定されており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

### 該当項目に関する補足説明 更新

平成29年度事業年度の役員報酬の総額は取締役分79,976千円、監査役分18,697千円であります。  
また、使用人兼務取締役に対する使用人分給とは4,555千円(支給人員2名)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては常勤取締役、社外監査役に対しては常勤監査役を通じて必要な情報を提供しております。また、必要な情報は、いつでも要請に応じて閲覧できる状況にあります。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

現状の体制の概要

1. 業務執行  
当社の業務執行は、全ての重要な事項について取締役会の決定を以って行います。
2. 指名については取締役会で承認し、報酬決定については取締役会で代表取締役に一任しております。
3. 会計監査人について  
当社の会計監査人は東陽監査法人であります。
4. 監査役の機能強化に関する取組状況  
会社法施行規則第100条3項の趣旨に従い、監査役並びに監査役会の独立性の確保と機能強化を目指しております。
5. 独立役員の確保の状況  
当社は、経営監視機能の客観性及び中立性を確保するため、平成27年6月に社外監査役関根英俊氏を選任し、平成28年6月に社外取締役御園慎一郎氏を選任、平成29年6月に社外取締役井上美昭氏を選任しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、重要な経営判断については、原則として全取締役及び全監査役が出席する取締役会で審議決定しております。取締役会は、社内の事情に精通した常勤取締役6名及び、非常勤取締役4名、常勤監査役1名、非常勤監査役3名により構成しております。社外役員の業務執行者から独立した立場での監督機能に対する社会的な期待が高まる中、社外取締役を設置し、業務執行者から独立的な立場での監督強化を図りました。また、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保する為に、監査役・内部監査室・会計監査人との連携強化を図っております。こうした取り組みにより、経営の監督機能の強化、透明性の向上を目指しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、業績修正等の東証開示資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	東証情報取扱責任者 取締役経営企画部長 日野 剛健	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境ISOの一環として環境報告書を作成しております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社は、内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり取締役会において決定しております。  
(コンプライアンス体制)
  - (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
社内における法令遵守体制をより明確化し、コンプライアンス尊重の意識を組織の隅々にまで浸透させる。  
そのために、
    - ・コンプライアンスポリシー(企業行動基準)の制定
    - ・コンプライアンス担当役員の選定
    - ・コンプライアンス担当部署の決定
    - ・コンプライアンス・マニュアル(社内ルール)の作成
    - ・コンプライアンス研修の実施
    - ・内部監査の実施、等を行う。
  - (業務の適正を確保するための体制)
    - (2) 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制  
取締役は、文書管理規程を策定し、規程に定めた文書については、関連資料とともに、規定の期間これを保管するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。
    - (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
全社管理リスクの特定と管理体制の整備を行う。  
社内各部署は、それぞれ所管するリスクの軽減管理を行う。  
各部長・室長は、四半期ごとに定例取締役会において所管するリスクの管理の状況を報告する。
    - (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
中期事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確化し、かつその評価方法を明らかにするものとする。  
なお、会社の重要な事項については取締役の合議制により慎重な意思決定をおこなう。
    - (5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
上記1.コンプライアンス体制に包含する。
    - (6) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
子会社における業務の適正を確保するため、当社において構築する内部統制システムを子会社にも適用する  
子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認められた場合は、当社監査役に報告するものとし、報告を受けた監査役は意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができるものとする。
    - (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制  
監査役を補助すべき使用人が必要と認められるときで、常設的な人材配置が困難な場合は人員と期間を限って配置する。
    - (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
前号の使用人の選定については監査役会の事前の同意を得るものとし、また当該期間の人事管理については監査役会に委ねる。
    - (9) 監査役第7項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
第7項の使用人に対する指揮命令は監査役に帰属し、当該使用人が必要な調査や情報収集に協力する体制を確保する。
    - (10) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役に報告する。  
その実効性を担保するため、「内部通報制度」を創設する。  
取締役は、定期的に担当する部のリスク管理体制について報告するものとするが、第3項(リスク管理体制)による取締役会(監査役の出席する取締役会)への報告を以って替えることができる。
    - (11) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
報告者が不利な取扱いを受けることのないよう、社内規定が適正に運用されていることを確保する。
    - (12) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
通常の監査費用は、毎期の監査計画等の中で予算化し、緊急の監査費用は、個別に監査役会の承認を得て前払や償還の請求がされたものについては、当社が負担する。
    - (13) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制  
役職員の監査役職務に対する理解を深め、監査役職務の環境を整備するよう努める。  
代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また社内と監査役との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
    - (14) 財務報告の適正性を確保するための体制(内部統制システムの構築)  
当社は、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に則して、財務諸表等が適正に作成されるシステムを構築し機能させ、信頼性のある財務諸表を外部に開示する。

2. 基本方針に基づく内部統制システムの整備状況は以下のとおりであります。

(1) 体制および環境

経営企画部が中心となり、主にリスク管理体制の構築、諸規程の整備し、更に「財務報告の適正性を確保する体制」については、システム構築から有効性評価を行うレベルまで体制を整えております。

(2) コンプライアンス体制

基本方針(1)に掲げる施策の実施とともに、内部通報制度の創設や内部者取引管理(インサイダー)の整備を行い、また企業行動基準(コンプライアンスポリシー)のホームページ上の開示を行っております。

(3) リスク管理体制

リスク管理規程を制定。その骨子は、管理すべき全社的リスクを毎期初に確定、各所管取締役が統制活動を行った結果としてのリスク軽減の状況を四半期毎に取締役会で報告、経営トップがこれをトレースする体制としております。

(4) その他事項につきましては、基本方針に掲げている事項を方針どおり着実に実施しております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

企業行動基準において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは、会社として一切係わりを持たず、不法・不当な要求には一切応じません」と掲げております。

2. 反社会的勢力排除に向けた体制整備の状況は以下のとおりであります。

(1) 対応総括部署および不当要求防止責任者の設置状況

管理部を総括部署とし、反社会的勢力から不当要求があった場合は管理部長を責任者として毅然とした対応を行うこととしております。

(2) 外部の専門機関との連携状況

当社は、埼玉特殊暴力防止対策協議会に加盟し、管轄の埼玉県警察本部や顧問弁護士と連携を取っております。個別の案件については埼玉特殊暴力防止対策協議会事務局に協議し対応を決定しております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

反社会的勢力に関する情報は、埼玉特殊暴力防止対策協議会から提供される資料や、当地域の特殊暴力防止対策協議会部会での情報交換により収集しております。情報毎に対応を決定し、また情報流出防止の管理を厳正に行っております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項